

改正後	改正前
情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第3項、第4項及び第5項に規定する情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 なお、旧措法第10条の6第4項の規定による控除を受けた個人で平成18年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合には、「⑤」欄及び「⑦」欄から「⑨」欄、「情報通信機器等の概要」欄を使用します。 この明細書は、情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書（旧措令第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合は、情報通信機器等の供用年の翌年以後の各年分の確定申告書又は旧措法第10条の6第11項の規定による修正申告書）に添付してください。 1 記載要領 (1) 「②」欄には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「③」欄には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。 (2) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (3) 「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (4) 「⑨」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (5) 「⑪」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (6) 「⑫」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (7) 「⑭」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 (8) 「⑰」欄には、旧措規第5条の11第1号から第8号までに掲げる情報通信機器等に係る「取得価額又は製作価額」（「⑥」欄）の合計額を記載します。 (9) 「⑱」欄には、旧措規第5条の11第9号に掲げるソフトウェアに係る「取得価額又は製作価額」（「⑥」欄）の合計額を記載します。 (10) 「㉑」欄の外書には、旧措法第10条の6第1項に規定するソフトウェア以外の情報通信機器等に係る「リース費用の総額」（「⑨」欄）の合計額を記載します。 (11) 「㉒」欄の外書には、ソフトウェアに係る「リース費用の総額」（「⑨」欄）の合計額を記載します。 (12) 「㉔」欄には、リース分の特別控除額がない場合には㉕から㉗を控除した残額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には㉕から㉗を控除した残額を記載します。 (13) 「㉙」欄には、その年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報通信機器等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、旧措法第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条の6（この制度は平成18年3月31日をもって廃止されました。）、平成18年改正措法附則第82条	情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6第3項、第4項及び第5項に規定する情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 なお、措法第10条の6第4項の規定による控除を受けた個人で租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合には、「⑤」欄及び「⑦」欄から「⑨」欄、「情報通信機器等の概要」欄を使用します。 この明細書は、情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書（措令第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合は、情報通信機器等の供用年の翌年以後の各年分の確定申告書又は措法第10条の6第11項の規定による修正申告書）に添付してください。 1 記載要領 (1) 「②」欄には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「③」欄には、租税特別措置法施行規則（以下「措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。 (2) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (3) 「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (4) 「⑨」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (5) 「⑪」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (6) 「⑫」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (7) 「⑭」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 (8) 「⑰」欄には、措規第5条の11第1号から第8号までに掲げる情報通信機器等に係る「取得価額又は製作価額」（「⑥」欄）の合計額を記載します。 (9) 「⑱」欄には、措規第5条の11第9号に掲げるソフトウェアに係る「取得価額又は製作価額」（「⑥」欄）の合計額を記載します。 (10) 「㉑」欄の外書には、措法第10条の6第1項に規定するソフトウェア以外の情報通信機器等に係る「リース費用の総額」（「⑨」欄）の合計額を記載します。 (11) 「㉒」欄の外書には、ソフトウェアに係る「リース費用の総額」（「⑨」欄）の合計額を記載します。 (12) 「㉔」欄には、リース分の特別控除額がない場合には㉕から㉗を控除した残額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には㉕から㉗を控除した残額を記載します。 (13) 「㉙」欄には、その年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報通信機器等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、措法第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の6